

新専門医制度における リハビリテーション科専門医の更新

専門医制度委員会
芳賀 信彦

1. 新専門医制度における専門医の更新
2. 移行期間中の扱い

1. 新専門医制度における専門医の更新

2. 移行期間中の扱い

新専門医制度におけるリハビリテーション科専門医

1. リハビリテーション科専門研修プログラムを修了し、専門医試験に合格すると、日本専門医機構により認定される(機構専門医)。
2. 現行の制度ですでに専門医資格(学会専門医)を有し、2019年3月末までが認定期間のものは、日本リハ医学会が更新を認定する専門医(学会専門医)と機構が更新を認定する専門医(機構専門医)のいずれかを選択可能である(移行期間:後述)。
3. 今後、新専門医制度発足までに資格を取得する者(学会専門医)は、次回更新時には機構専門医として更新することになる。
4. 認定臨床医は、日本リハ医学会が認定する資格として残す。

新専門医制度における指導医の考え方

1. 新専門医制度において指導医(専門研修指導医)とは、専門研修プログラムにおける指導を行う役割である。機構は「指導医は資格ではなく要件である」とのスタンスであり、要件として、専門医取得後1回以上更新していることを基本としている。
2. リハ科指導医の要件は、以下の通り。
 - 専門医取得後、3年以上のリハに関する診療・教育・研究に従事していること。但し、通常5年で行われる専門医の更新に必要な条件を全て満たした上で、さらに以下の要件を満たす必要がある。
 - リハビリテーションに関する筆頭著者である論文1篇以上を有する。
 - 専門医取得後、本医学会学術集会(年次学術集会、専門医会学術集会〔2017年以降は秋季学術集会に変更〕、地方会学術集会のいずれか)で2回以上発表し、そのうち1回以上は主演者である。
 - 日本リハビリテーション医学会が認める指導医講習会を1回以上受講している。

新専門医制度に向けた研修単位の見直し

新専門医制度に対応するため、現状の研修単位に関し、2017年度当初を目安に以下の改訂を加える。

- 現状の10単位を1単位に換算する。
- 2-g(地方会が認める講演)を現状の5単位から1単位とする。
- 病態別実践リハビリテーション医学研修会DVDの視聴、Web版リハビリテーション用語辞典の執筆、専門医試験問題作成に関するワークショップの参加、による単位は2015年度をもって廃止する(DVDの申請締め切りは2016年4月30日)。

機構専門医の更新基準の概要

1. 更新は(現状と同じく)5年毎。
2. 更新基準は、勤務実態の自己申告、診療実績の証明、更新単位50単位、から構成される。
3. 更新単位50単位は、以下より構成される。
 - i) 診療実績の証明: 10単位
 - ii) 専門医共通講習: 最小5単位、最大10単位
(このうち医療安全、感染対策、医療倫理各1単位は必修)
 - iii) 診療領域別講習: 最小20単位
(1講習1単位、講師は2単位)
 - iv) 学術業績・診療以外の活動実績: 最大10単位
(学会参加、学会発表、論文投稿等)
4. 専門医が連続して4回更新されている場合、5回目の更新から i) 診療実績の証明を免除し、その単位を iii) 領域別講習等で補う(合計50単位は不変)方法を選択することができる(2003年以前に専門医を取得した医師に関しては、専門医取得後20年以上経過している場合)。

診療実績の証明(10単位)

- 5年間に診療した症例(入院、外来は問わない)のうち100症例
- 症例一覧表に、診療開始日、年齢、性別、主診断名、主障害名、診療施設名、領域番号、担当医/指導医を記載
- 領域は、1) 脳血管障害・外傷性脳損傷など、2) 脊椎脊髄疾患・脊髄損傷、3) 骨関節疾患・骨折、4) 小児疾患、5) 神経筋疾患、6) 切断、7) 呼吸器・循環器疾患、8) その他、の8領域で、少なくとも3つ以上の領域が必要

専門医共通講習(最小5単位、最大10単位)

- 以下の講習1回(1時間)につき1単位
- 講習会講師は2単位
- 他領域が主催する講習も認められる

医療安全講習会(必修項目:5年間に1単位以上)

感染対策講習会(必修項目:5年間に1単位以上)

医療倫理講習会(必修項目:5年間に1単位以上)

指導医講習会

保険医療講習会

臨床研究/臨床試験講習会

医療事故検討会

医療法制講習会

医療経済(保険医療など)に関する講習会など

診療領域別講習(最小20単位)

- 講習1回(1時間)につき1単位
- 講習会講師は2単位

学術業績・診療以外の活動実績(最大10単位)

- 学術集会参加: 1~3単位、5年間で上限3単位
(学術集会の参加義務化はなくなる予定)
- 学術集会発表: 筆頭発表者、発表指導者1単位(上限なし)
- 学術集会等座長: 1単位(上限なし)
- ピアレビューを受けた論文発表:
筆頭2単位、筆頭以外1単位(上限なし)
- 学会誌の査読: 1単位(上限なし)

1. 新専門医制度における専門医の更新

2. 移行期間中の扱い

移行期間中の専門医更新の扱い

1. 2016年度更新申請者（認定期間が2016年3月末までの専門医）
機構の制度が全て確定していないため、日本リハ医学会が指定した少数名のみが試験的に機構専門医として更新し、残りは学会専門医として更新する。
2. 2017年度～2019年度更新申請者
（認定期間が2017年3月末まで～2019年3月末までの専門医）
学会専門医として更新するか、機構専門医として更新するかを選択して頂く。機構専門医として更新する場合は、学会認定医分と機構専門医分を満たす単位を必要とする。
3. 2020年度更新申請者（認定期間が2020年3月末までの専門医）
機構専門医として更新する。

移行期間中の機構専門医認定に必要な単位一覧（一部未確定）

		各更新時期において機構専門医認定に必要なとなる取得単位				
更新日		2016年 4月1日	2017年 4月1日	2018年 4月1日	2019年 4月1日	2020年 4月1日
学会専門医分	学会参加、教育研修講演等受講、論文、学会発表等による単位	16	12	8	4	
	専門医活動報告（医療倫理と安全に関する自己研修を含む）	必須 診療証明 は8例	必須 診療証明 は6例	必須 診療証明 は4例	必須 診療証明 は2例	
機構専門医分	i) 診療実績の証明（2019年度更新申請者までは症例呈示による方法のみ認め、20症例につき2単位とする）	2	4	6	8	10
	ii) 専門医共通講習	最小1 最大2	最小2 最大4 必修講習 で1以上	最小3 最大6 必修講習 で2以上	最小4 最大8 必修講習 で3以上	最小5 最大10 必修講習 で3以上
	iii) リハビリ科領域講習	最小4	最小8	最小12	最小16	最小20
	iv) 学術業績・診療以外の活動実績	0～2	0～4	0～6	0～8	0～10
	i)～iv)の合計	10	20	30	40	50

- 移行期間中およびそれまでに更新した学会専門医で指導医資格を持つ人は、機構専門医と同様に、新専門医制度における研修プログラムにおいて、指導医として専攻医の指導に当たることができる。すなわち基本的には学会専門医と機構専門医の間に優劣を含めた差はない。
- 機構専門医として更新するためには、機構に認定料1万円を別途支払う必要がある。
- 現在の専門医は、自身の更新時期を会員用Webシステムで確認し、近日中に公開予定の「専門医更新基準」を熟読し、準備を進めて欲しい。

御清聴ありがとうございました

- 最新の情報は、学会HPトップページから「新専門医制度について」をクリックして頂ければ入手できます。
- 疑問点は、そこに掲載されているQ&A等をご確認いただき、それでも解決されない場合は、
専用メールアドレス: sinseido@jarm.or.jp
FAX: 03 -5206-6012
にてお問い合わせください。